令和6年度 第7回 浜松市中央区協議会西地域分科会

日時:令和6年11月6日(水)
午後1時30分 ～ 3時(予定)
会場:西行政センター 3階 大会議室

次　　第

1 開会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 中央区代表会からの連絡事項について　☞ 別冊資料

5 議事

(1)【諮問事項第2号】浜松市舞阪水産物荷捌き所の譲渡について　☞ 資料1(P.1)

(2)【協議事項第13号】浜松市川づくり計画(案)のパブリック・コメントの実施について
☞ 資料2(P.9)

(3)【協議事項第14号】令和6年度市民活動表彰に係る団体推薦(西地域分)について
☞ 資料3(P.15)

6 お知らせ

(1)救急安心電話相談窓口について

(2)まちを元気に！出張市長室(浜松市政を語る会)について
☞ 資料4(P.19)

7 地域課題の意見交換

(1)同報無線内容が聞き取りにくい　☞ 資料5(P.21)
【一覧表】2防災・安全 － 5

(2)多発する集中豪雨災害
【一覧表】2防災・安全 － 2

8 閉会

資料１

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	■諮問事項　　□協議事項　　□報告事項				
件　　名	浜松市舞阪水産物荷捌き所の譲渡について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	○背景 ・浜名漁業協同組合の荷捌き所建設要望により、平成３年 10 月 22 日、浜名漁業協同組合の事業主体による建設計画について平成４年・５年度の２ヶ年計画で水産庁と協議を開始したが、平成３年 12 月 20 日、水産庁より補助率の良い旧舞阪町主体の新たな事業を提案され、平成３年 12 月 25 日、検討の結果、旧舞阪町が事業主体となった。 ・平成４年８月 15 日工事着手、平成５年３月 15 日竣工、平成５年４月１日供用開始、浜名漁業協同組合と旧舞阪町で舞阪町水産物荷捌所維持管理運営業務委託契約を締結。その後、浜松市との合併により平成 18 年４月１日より業務委託管理から行政財産の使用許可へ変更し現在に至っている。（許可条件として浜名漁業協同組合が施設の維持管理（新設、増設、改修、移設等）をすることとしている。） ○経緯 ・当初、建設は旧舞阪町で実施し、その後、早い段階で浜名漁業協同組合へ移管することを想定していたが、水産庁より移管は国庫補助金処分制限期間が終了しない限りできないと回答を受け、移管ができない状態が続いていた。 ・県内では行政機関が荷捌き所を所有している事例はない。 ・令和４年度より譲渡について浜名漁業協同組合と協議を重ね、不動産鑑定士の鑑定等による価格で有償譲渡での同意を得る予定（９月下旬） ・令和６年３月 31 日をもって国庫補助金処分制限期間が終了。				
対象の区協議会	中央区協議会（西地域分科会）				
内　　容	１　譲渡先 浜名漁業協同組合 ２　譲渡時期 令和７年４月１日 ３　譲渡後の方向性 これまでも浜名漁業協同組合が管理・運営を行っており、今後も変わらず管理・運営を行っていく。 ４　その他 譲渡に伴い浜松市舞阪水産物荷さばき所条例廃止。				
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	答申を得たい時期：令和６年 11 月				
担当課	農業水産課	担当者	髙柳　庄一郎	電話	592-8816

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第８号様式

浜 市 協 第79号
令和６年９月６日

中央区協議会　様

浜松市長　中野　祐介

区協議会への諮問について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第１１条第１項及び第３項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

１　諮問内容　　別紙第９号様式のとおり

２　答申期限　　別紙第９号様式に記載された期限のとおり

農業水産課

浜松市舞阪水産物荷さばき所の取扱について

1　内容　**浜名漁業協同組合へ有償譲渡**する。

(1) 施設概要

・所在地　　浜松市中央区舞阪町舞阪 2119 番地の 38（※県有地）
　　占用面積 3，353.45 ㎡
・構　造　　鉄骨平屋建
・規　模　　2 棟　　合計　延床面積　1,844.60 ㎡（建築面積 1,990.00 ㎡）
　　・シラス棟　延床面積　649.50 ㎡（建築面積　728.12 ㎡）
　　・鮮魚棟　延床面積　1,195.10 ㎡（建築面積 1,261.88 ㎡）
・建設費　　総額　333,000 千円
　　国庫補助金　148,135 千円
　　県費補助金　59,254 千円
　　その他　125,614 千円
　　（旧舞阪町 42,631 千円/浜名漁協 83,250 千円）

(2) 経緯

・平成 3 年 10 月　浜名漁協を事業主体で水産庁と調整
・平成 3 年 12 月　旧舞阪町が事業主体となる「美しい漁村づくりモデル事業」の実施について水産庁から提案あり　⇒　実施決定
・平成 4 年 8 月　工事着手（竣工：平成 5 年 3 月 15 日）
・平成 5 年 4 月　供用開始（当初は浜名漁協と旧舞阪町で維持管理運営業務委託を締結）

(3) 理由

・建設から 31 年となる**令和 6 年 3 月末をもって、建設時の国庫補助金に係る財産処分制限期間及び耐用年数が経過**した。
・**浜名漁協が使用し維持管理（修繕等を含む）しているとはいえ、所有者としての市が建物の倒壊等に起因する事故の責任を負う可能性**がある。
・浜名漁協が使用しており、一般の用に供することに適さない施設である。
・浜名漁協も従来通りの使用を希望している。

舞阪漁港荷捌き所　平面図

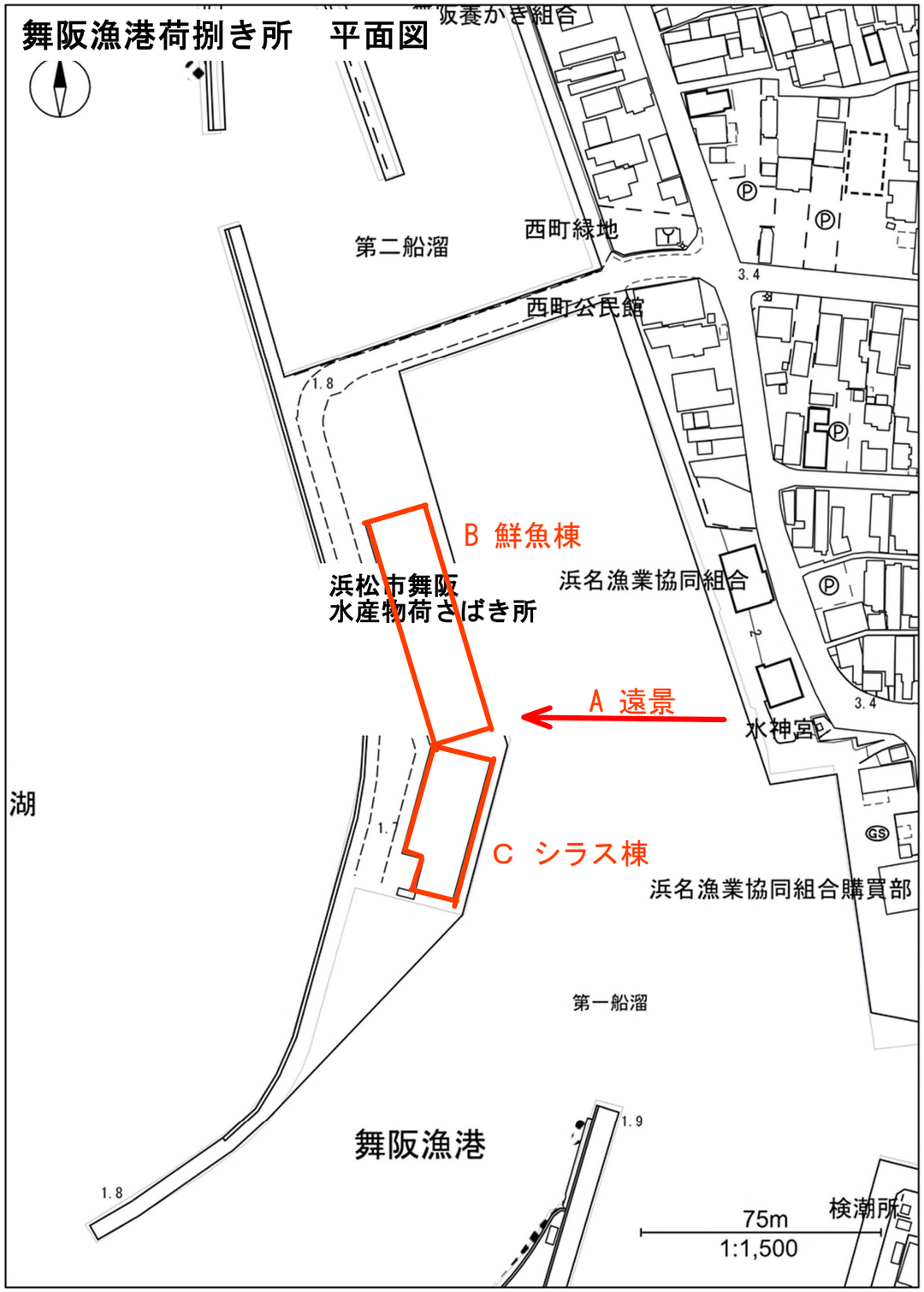

A　遠景

B　鮮魚棟

C　シラス棟

資料２

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項				
件　　名	浜松市川づくり計画（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	○趣旨・目的 ・川づくり計画は、治水や河川利用、自然環境に関する様々な課題に対し、市が比較的大きな一級、二級河川を管理する国や静岡県と連携した整備を行うための計画である。 ・川づくり計画では、浜松市が管理する河川の将来あるべき姿となる『川づくりの方針』と当面の河川整備の方向性を示す『川づくりの基本計画』 を策定する。 ○背景・経緯 ・本市では、浸水被害の軽減にこれまでも取組んできたが、令和４年９月台風第15号をはじめとした近年の豪雨による浸水被害を受け、流域のあらゆる関係者で協働して行う「流域治水」を推進していくこととした。 ・「浜松市川づくり計画」は、平成25年の計画策定から10年が経過した。そこで、近年の気候変動の影響により激甚化、頻発化する水災害を踏まえ、安全で安心して暮らせる川づくりの実現を目指し、計画を更新する。				
対象の区協議会	全ての地域分科会・天竜区協議会				
内　　容	浜松市川づくり計画（案）について説明するもの。 内　　容： （１）川づくり計画について （２）浜松市の概況 （３）排水施設状況と浸水被害 （４）気候変動と流域治水 （５）川づくりにおける現状の課題 （６）川づくりの方針と基本計画 （７）計画区域ブロックの設定 （８）施設の適正な維持管理 （９）浸水被害軽減対策 なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。				
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	・意見募集期間　：令和６年10月25日(金) ～令和６年11月25日(月) ・市の考え方公表：令和７年２月予定 ・計　画　公　表：令和７年４月				
担当課	河川課	担当者	新村　泰樹	電話	457－2451

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市川づくり計画（案）（概要版）

川づくり計画とは

●川づくり計画とは

「川づくり計画」は、治水や河川利用、自然環境に関する様々な課題に対し、市が比較的大きな一級、二級河川を管理する国や静岡県と連携した整備を行うための計画です。川づくり計画では、河川の将来あるべき姿となる『川づくりの方針』を定めるとともに、当面の河川整備の方向性を示す『川づくりの基本計画』を定めています。

●計画更新の経緯

平成25年7月の計画策定から概ね10年が経過したため、近年の気候変動の影響により激甚化、頻発化する水災害を踏まえ、安全で安心して暮らせる川づくりの実現を目指し、計画を更新しました。

中央区	268.42km²
浜名区	345.85km²
天竜区	943.85km²
計	1558.11km²

排水施設状況

●浜松市内の河川や排水施設

浜松市が管理する河川は、二級河川が5河川（延長約17km）、準用河川が66河川（延長約175km）、その他に普通河川があります。

河川以外の排水施設としては、都市下水路や農業用排水路に加えて、土木部、上下水道部、産業部が管理するポンプ場や、雨水貯留施設があります。

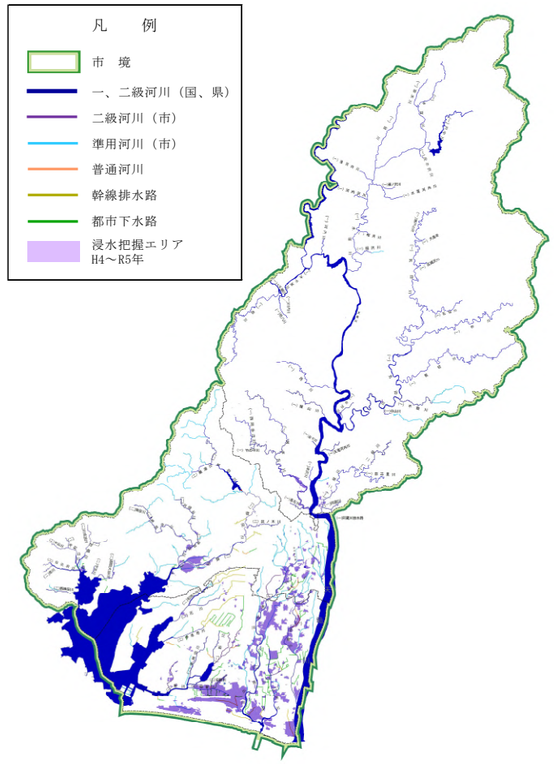

自然環境

●自然豊かな浜松市

浜松市は、北は赤石山脈、東は天竜川、南は遠州灘、西は浜名湖があり、豊かな自然環境に恵まれていることから、天竜奥三河国定公園、浜名湖県立自然公園、奥大井県立自然公園が指定されています。

動植物においては、静岡県のレッドデータブック等に記載されている「貴重種」植物384種、動物403種が存在しています。

《主な河川などと自然公園》

コアジサシ

ヤリタナゴ

近年の浸水被害

●激甚化・頻発化する水災害

浜松市では、「令和4年９月２日」に時間雨量118.0mmの集中豪雨、「令和4年9月23日台風第15号」では総雨量280.5mm、時間雨量50.5mmの広域的な豪雨が発生し、甚大な被害が発生しました。

また、昭和51年から令和5年における時間雨量50mm以上の発生回数が、約40年前に比べて「約2.5倍」と増加傾向にあり、浸水被害の激甚化・頻発化が懸念されています。

令和4年9月2日豪雨

中央区笠井新田町

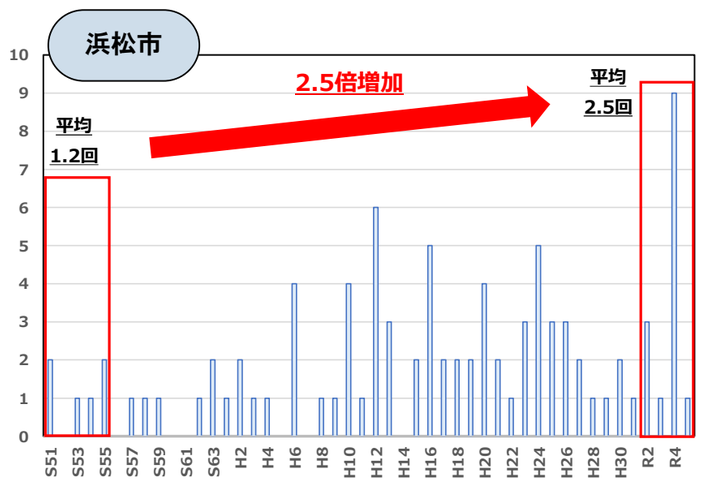

浜松市川づくり計画（案）（概要版）

気候変動と流域治水

●気候変動による影響

パリ協定の目標に基づいた分析では、将来降雨量は1.1倍、平均海面水位は0.29～0.59m上昇すると予測されています。そのため、気候変動による影響や社会の変化などを踏まえ、流域の関係者全員が協働して流域全体で行う持続可能な「流域治水」へ転換することが求められています。

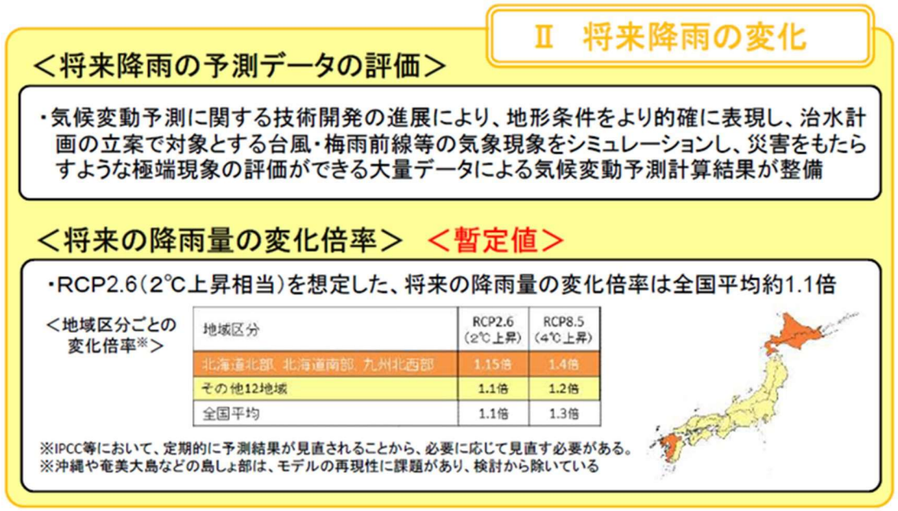

●流域治水の推進

浜松市では、川づくり計画に基づき治水対策を進めていくとともに都市計画と連携して事前防災対策を推進するなど関連部局と協働して「流域治水」の実現を目指します。

川づくりの方針と基本計画

●川づくりの方針

（治水）

将来的な整備の基本となる計画規模を以下のとおりとします。計画目標としては、これらの計画規模に対する雨を安全に流下することができる整備を行うこととします。

二級河川の計画規模：50年確率規模

準用河川の計画規模：30年確率規模

※計画規模の設定には合流先河川の整備方針と整合させることができる。

（河川利用）

河川空間とまち空間が融合した良好な水辺空間を創出します。

（自然環境）

良好な生物の生息、生育、繁殖環境を保全します。

●川づくりの基本計画

（治水）

当面の河川整備の計画規模を以下のとおりとします。これらの計画規模に対する雨を安全に流下できる整備を進めます。

二級河川の計画規模 ：10年から30年確率規模

準用河川の計画規模 ：10年確率規模

※計画規模の設定には合流先河川の整備計画と整合させることができる。

また、川づくりの基本計画を検討するにあたり、計画区域となる市内全域を流域界や地域特性に基づき14ブロックに分割した上で、ブロックごとに概要、課題などをまとめました。

（河川利用）

河川管理者許可の元、民間事業者及び地元住民と連携し、河川空間とまち空間が融合した良好な水辺空間の創出に努めます。

（自然環境）

関係機関と連携し、良好な生物の生息、生育、繁殖環境の保全に努めます。

●川づくり計画の対象期間

新たな浸水被害の発生や社会情勢の変化を反映するため、川づくり計画の計画対象期間は『10年間』とし、計画対象期間に整備に着手する河川は、川づくりの方針および基本計画に基づいて取り組んでいきます。

資料 3

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項				
件　　名	令和６年度市民活動表彰に係る団体推薦（西地域分）について				
事業の概要 （背景、経緯、現状、課題等）	・各地域で優れた市民活動を行う団体を表彰することで、団体のモチベーションを高めるとともに、多くの市民に市民協働をＰＲするもの。 ・原則として各地域（旧７区単位）から１団体を推薦する。 ・区協議会の意見を踏まえ団体を選考する。 ・各地域からの推薦団体のうち、１団体を市長賞、その他を区長賞とする。				
対象の区協議会	中央区協議会（西地域分科会）				
内　　容	令和 6 年度市民活動表彰における地域からの推薦団体について、浜松市市民活動表彰要綱第 6 条第 2 項に基づき協議するもの。 中央区西地域からの推薦団体の概要は、別紙のとおり。				
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）					
担当課	西行政センター	担当者	丸山 浩亜	電話	597-1112

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

別紙

浜松市市民活動表彰　団体推薦書　（　中央区西地域　）

(ふりがな) 団体名		らびりんすゆうとう	(ふりがな) 代表者氏名	加茂博子（かもひろこ）
e-mail			電話番号	
			FAX 番号	―
団体設立年月		2011（H23）年 2 月 18 日	団体員数	10 名
団体活動目的		歴史ある雄踏町の良さを内外に PR し、地域の認知度を高める。子供たちが将来に誇りに思うようなまちを目指す。		
これまでの 主な活動実績		4 月「竹の子ほり」、6 月「田植え体験」、10 月「稲刈り体験」、12 月「すココン祭」		
PRしたい活動実績の概要	活動名	稲から広がる４つの体験イベント「竹の子ほり」「田植え」「稲刈り」「すココン祭」		
	活動の期間	4 月～12 月		
	活動財源 該当するもの全てに○	行政からの補助金（ふじのくに美農里プロジェクト補助金 300 千円(R5)）・団体会費 3,000 円/年・寄附当該活動により得た収益・その他		
	活動のきっかけ	雄踏町に古くから伝わる風習「すココン」が今から 50 年ほど前に途絶え、知っている人も少なくなった今、古き良きこの風習を復活させ、未来につなげたいと思ったため。 ※「すココン」とは、雄踏町とその周辺に伝わる、地の神様のおまつりの日にあたる毎年 12 月 15 日に行われていた風習で、各家にある地の神様へ「おもっそ」と呼ばれる小さく握った赤飯をお供えする。そして子供たちが「すココンおくれ、すココンコン」と唱えながら近所の家々をまわり、おもっそを取りにいく。		
	内容	フィナーレとなる「すココン祭」開催のために、体験イベント「竹の子ほり」「田植え」「稲刈り」を開催。収穫したもち米で、餅投げを行う。特に、田植え体験では「食べられるアート」として縦 15m横 50mの田んぼをキャンバスに、品種の異なるもち米を植える田んぼアートに挑戦。絵柄は、浜松市立雄踏中学校美術部の生徒が考案した。		
	成果	自然の中で非日常の体験ができ、老若男女、多くの方の記憶に残るイベントとなった。 竹の子ほり体験 36 名 ・田植え体験 71 名		
	この活動について更に発展させたいこと	まちを訪れる人を増やし、雄踏町を元気にする。 歴史あるまち「雄踏町」の町名の由来 となった 「ヤマトタケルノミコト」。全国に２社あるうちの１社、風（息）の神を祭る「息神社」は、「米大明神」とも呼ばれていた。村人が大切にしてきた稲を守り、後世へ繋いでいきたい		
	活動に協力した団体等	行政・企業・ＮＰＯ・学校・市民・その他 （とぴあ浜松・白脇田んぼアートの会有志・浜松市立雄踏中学校）		
		協力の内容 とぴあ浜松：苗の植え方指導、白脇田んぼアートの会有志：田んぼアートライン引き 市民…竹山提供&竹の子掘り方指導・イベントスタッフ 雄踏中学校…美術部が田んぼアートの絵柄 を 考案。 絵柄は、 今年開催の浜名湖花博 2024 と浜松国際ピアノコンクールにちなみ、ピアノとチューリップとキツネ。		

資料 4

2024（令和６）年度

まちを元気に！出張市長室（浜松市政を語る会）

最近の浜松市の取り組みについて
市長が報告をします。
この機会にまちづくりについて
考えてみませんか？

10月23日(水)　なゆたホール

12月13日(金)　クリエート浜松

12月18日(水)　天竜壬生ホール

共通項目｜開催時間　19:00～20:00

定員　200名

- 各回 30 分前に開場します。
- 市内に在住または通勤・通学されている方が対象です。
- 申込は不要です。直接会場へお越しください。
- 駐車場には限りがあります。

浜松市
HAMAMATSU CITY

お問い合わせ
浜松市役所 企画調整部 広聴広報課
Tel: 053-457-2023
Fax: 053-457-2028
koho2@city.hamamatsu.shizuoka.jp

令和３年３月５日回覧

災害情報の伝達手段が変わります

回覧

資料 5

アナログ同報無線屋外スピーカーの運用終了について

これまで運用してきたアナログ同報無線は合併前の旧市町村がそれぞれの方針で整備したものを継続して運用しており、設置から約 30 年が経過したことによる老朽化や修理部品の枯渇により維持が困難となっていました。

そのような状況の中、総務省による電波法の改正により現在のアナログ同報無線に使用期限が定められ、この**アナログ同報無線屋外スピーカーの運用は令和３年３月末以降、順次終了**することとなりました。

【運用を終了するアナログ同報無線屋外スピーカー】

同報無線屋外スピーカーの果たす役割の変化

アナログ同報無線が整備された**約 30 年前は市から市民の皆さんへ情報伝達するための手段は同報無線しか無かった**ため、屋外スピーカーを多数設置し地域全域を音達エリアとしている地域もあります。しかし、**現在はスマートフォンや携帯電話をメインにテレビ、ラジオなど多様な手段で市から情報を伝達することが可能**となっています。同報無線もこうした多様な情報伝達手段の一つとなっており、屋外スピーカーの役割は「生活情報や防災情報を地域全域へ伝達する」というものから「防災情報を災害の危険がある地域へ知らせる」へ変化しています。

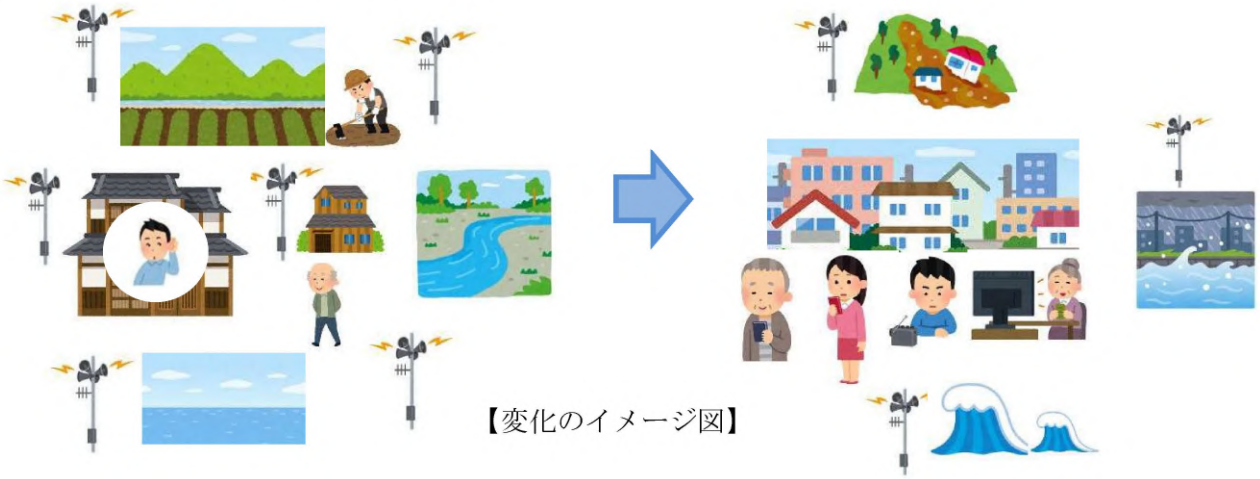

【変化のイメージ図】

デジタル同報無線屋外スピーカーの設置

本市では新たな災害情報伝達手段の整備を平成 30 年度から進めており、改正された電波法に適合する**デジタル同報無線屋外スピーカーの運用を令和３年４月から順次開始**します。

これまでのアナログ同報無線は全域に設置している地域（北区、浜北区、天竜区）や、一部に設置している地域（西区、南区）、全く設置が無い地域（中区、東区）があり、設置状況にバラつきがありました。デジタル同報無線屋外スピーカーは「災害リスクの高い場所を重点とし、災害情報を伝達する」ことを目的に全市統一した方針で以下の場所へ設置しました。

【設置場所】

①津波、河川氾濫、土砂災害の危険が想定される場所
②避難所となっている小中学校など

（小学校と中学校が隣接している場合はどちらか一か所）

【運用を開始するデジタル同報無線屋外スピーカー（一部は別型）】

屋外スピーカーの放送内容は、「浜松市防災ホッとメール」や「浜松市公式 LINE」で配信していきますので、スマートフォンや携帯電話を活用した情報取得をお願します。詳細は裏面をご覧ください。

浜松市防災ホッとメールの登録

①カメラ付き携帯電話からQRコードを読み取る。読み込めない場合はメールの宛先に entry@city-hamamatsu.jp と直接入力し、空メールを送信してください。

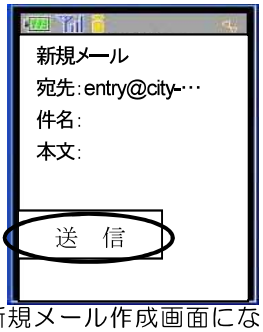

②新規メール作成画面になったら、件名・本文は入力せず、そのまま(空メール)送信ボタンを押す。

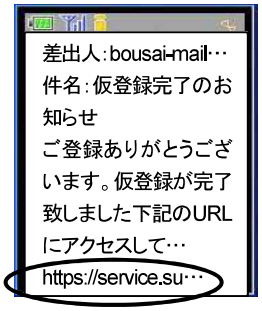

③受信した仮登録完了メールに書いてある URL を選択し、ウェブページを開く。

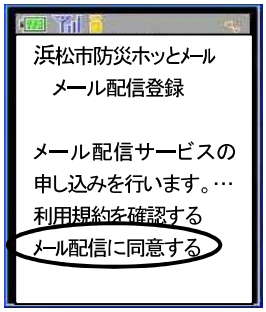

④防災ホッとメールの登録画面になるので、「メール配信に同意する」を選択し、押す。

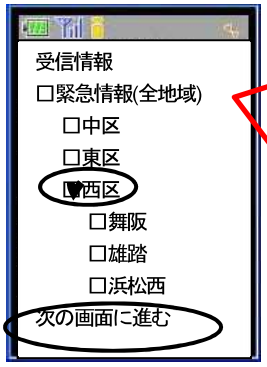

⑤項目ごとに配信希望地域等を選択する。選択終了後、画面一番下にある「次の画面に進む」を選択し、押す。

ここで自分が欲しい情報と地域を選択します。
☆緊急情報
☆環境情報
☆健康情報
この3つは必須選択項目です。

⑥自分のメールアドレス、配信言語が選択されていることを確認して、「次の画面に進む」を選択し、押す。

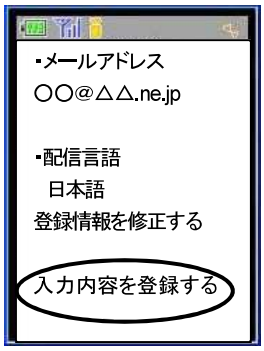

⑦登録内容を確認し、画面下の「入力内容を登録する」を選択し、押す。登録完了メールを受信して、登録完了！

浜松市公式 LINE（防災情報）の登録

LINE アプリを起動し、浜松市公式 LINE「しゃんべえ」の友達登録をしてください。

浜松市公式 LINE QR コード

浜松市公式 LINE に友達登録している人には「防災情報」の登録開始の案内が届きます

「防災情報」を選択

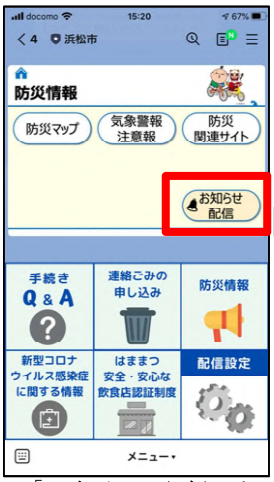

「お知らせ配信」を選択

地域設定などの画面へ進んでいきます

※「防災情報」登録イメージ（４月以降に設定可能）

戸別受信機の無償貸与

※戸別受信機とは屋外スピーカーの放送が聞けるラジオ型無線機

携帯電話を持たない高齢者のみの世帯や、携帯電話の電波が届かない（又は入り難い）世帯を対象に戸別受信機を無償貸与します。詳しくは市ホームページをご確認いただくか、危機管理課又はお近くの区役所、~~第一種協働センター~~行政センター、支所へお問い合わせください。

問合せ先：浜松市危機管理課 457-2537　~~西区区振興課~~ 597-1112（西行政センター）　~~北区区振興課~~ 523-1168（北行政センター）
浜北区区振興課 585-1143　天竜区区振興課 922-0016

当日配付資料

浜松市中央区協議会西地域分科会 地域課題調査票

舞阪地区自治会連合会　片山幸一

No.2.「同報無線放送の実態」（河瀬 俊夫委員）

◎緊急時において、皆様の住まわれている地域では、防災情報伝達、コミュニティ情報伝達方法はどのように対応されていますか。

◎舞阪町の現状（令和 6 年 10 月、浜松市舞阪支所に確認）

① 同報無線

- 設置数（アナログ同報無線：29 箇所⇒デジタル同報無線：10 箇所）
  ※デジタル同報無線は令和 3 年 4 月以降運用開始

②デジタル戸別受信機（34 台）※令和 3 年 4 月以降運用開始

	舞阪町 舞阪	舞阪町 長十新田	舞阪町 浜田	舞阪町 弁天島	舞阪町 全体	備考
台数	24 台	2 台	6 台	2 台	34 台	
人口（人）	5,597	936	1,644	2,857	11,034	令和 2 年度 国勢調査より
世帯数	-	-	-	-	4,541	

✧ 浜松市の計画数（★同報無線（屋外スピーカー）：468 本　★戸別受信機：3,300 台）

◆ 舞阪町第一弁天島自治会

①紙面による情報伝達の方法は、二つあります。
一つ目は、基本１回/月の回覧板にて全自治会員に周知しています。
二つ目は、自治会掲示板(一弁地区内に2カ所)への掲示です。

②特に急を要する防災情報については、一弁自主防災隊の緊急連絡網を利用して自治会員への情報伝達を行っています。

③情報伝達の道具は、固定電話・携帯電話・LINE・E-mail等を使い、マルチチャンネル化を図っています。
理由は、実際の災害時には電話が繋がりにくくなることが予想されるため伝達の手段を複数にしています。

以上

◆ 舞阪町砂町自治会

① 毎月 2 回の回覧板による情報伝達
月初（広報はままつ、行政連絡文書等）と毎月 15 日に開催する役員定例会で地域情報の文書配布を行って周知しているので、今のところ情報遅れ等による住民からの苦情は出ていない。（防災訓練、資源回収、祭典関連等）

② 緊急時は自主防災隊連絡網を使って、電話や訪問して自治会員まで伝達しているが、最近、特殊詐欺、電話営業の自衛策として固定電話の留守番電話機能を使ったり、宛先不明の電話には出ない等、連絡が取れなかったり遅くなるケースがあるため、役員（21 名）には「LINE」を積極的に進めている。10 名がグループ登録している。全世帯に情報を伝達する手段があれば教えて欲しい。

提案・意見

☑　浜松市は住民が受け取る、防災情報を携帯電話、PC（インターネット）等から入手するよう進めているようだが、高齢者にとってはハードルが高い部分もあります。（メール、ＬＩＮＥの登録・受信設定等）

また、私も「浜松市防災ホッとメール」、「浜松市公式ＬＩＮＥ」を利用していますが、メールで送られてくる情報より同報無線（スピーカー）から聞こえる情報の方が聴こうとする意識（注意度？）が高くなります。もう暫く同報無線と併用した情報伝達が必要かと思います。

浜松市は、同報無線が「聞こえない」、「聞こえにくい」エリアを調査し、改善（スピーカーの位置・向き、設置場所の変更）または増設などの検討をお願いしたい。

☑　浜松市は戸別受信機の貸与を 3,300 台計画したが現在の実績はどうか。まだ、在庫があるならば、今一度、戸別受信機の無償貸与制度を知らせる。また貸与対象者の条件を拡げるなどして普及を図ったらどうか。

また避難行動要支援者をサポートする団体（個人）に貸与したらどうか。

（例）地域防災委員、民生・児童委員、防災士、防災ボランティアに登録された方等

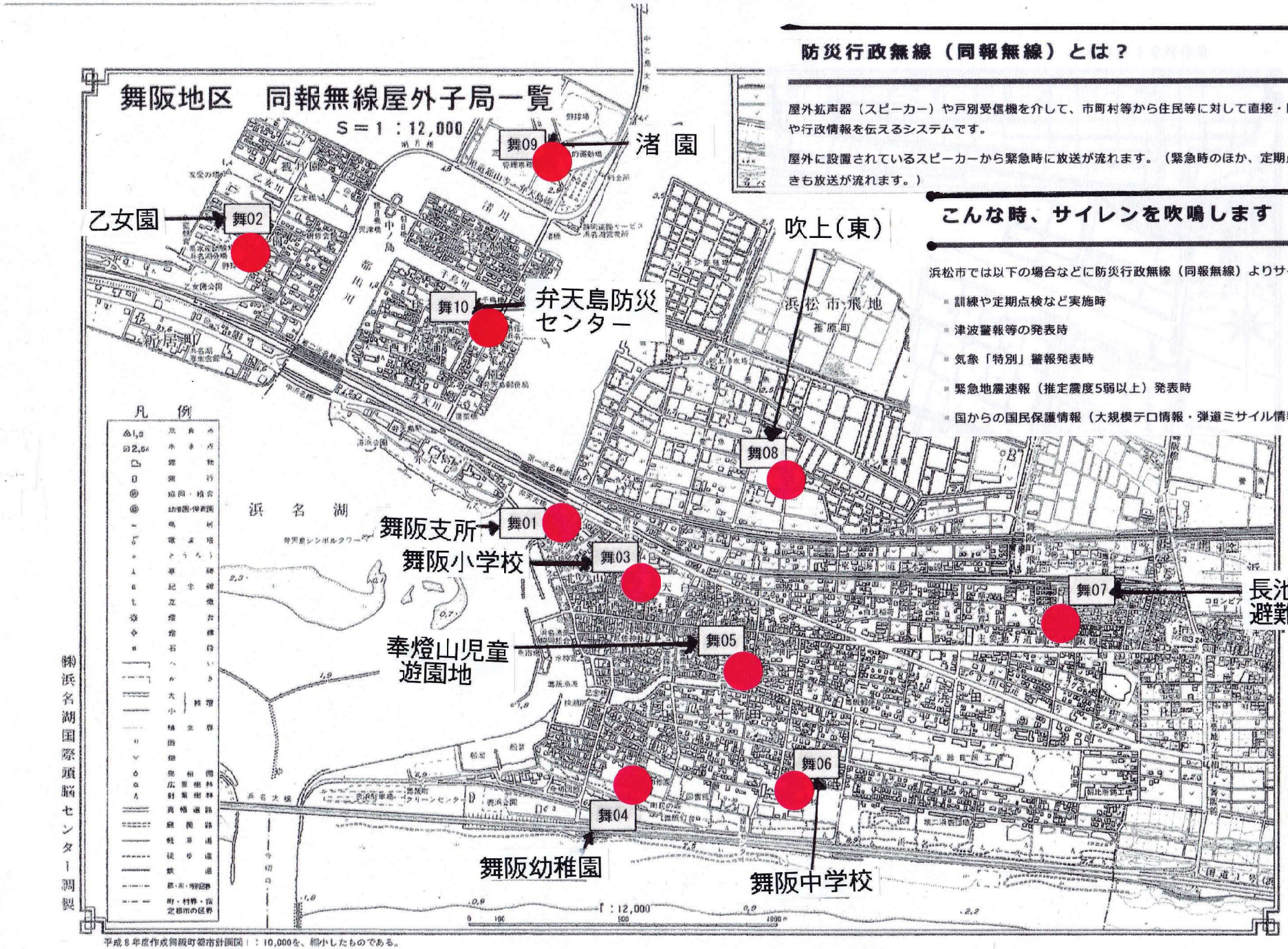

防災行政無線（同報無線）とは？

屋外拡声器（スピーカー）や戸別受信機を介して、市町村等から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムです。

屋外に設置されているスピーカーから緊急時に放送が流れます。（緊急時のほか、定期点検や訓練のときも放送が流れます。）

こんな時、サイレンを吹鳴します

浜松市では以下の場合などに防災行政無線（同報無線）よりサイレンを吹鳴します。

- 訓練や定期点検など実施時
- 津波警報等の発表時
- 気象「特別」警報発表時
- 緊急地震速報（推定震度5弱以上）発表時
- 国からの国民保護情報（大規模テロ情報・弾道ミサイル情報等）の発表時

更新日：2024年1月1日

防災行政無線の戸別受信機を無償貸与します

浜松市では、災害時の避難情報等を迅速かつ確実に市民の皆さまへ伝達するため、緊急速報メール、テレビのデータ放送やラジオ、「浜松市防災ホッとメール」や「浜松市公式LINE」など、あらゆる手段を用いて災害情報の伝達に努めております。

無償貸与対象者は下記の方です

1から3のいずれにも該当、または1と4に該当

1. 市内に住所を有し、かつ居住している世帯の世帯主
2. 満65歳以上の人、満18歳未満の人、障がいなどのある人（※災害時避難行動要支援者）のいずれかに該当する人のみで構成されている世帯の世帯主
3. 満18歳以上の人で、携帯電話を所有する人がいない世帯の世帯主
4. 携帯電話不感地域に居住する世帯の世帯主

戸別受信機貸与の申請から設置までの流れ

1. **申請書類の受け取り**
   各区役所区振興課、各行政センター、各支所（舞阪、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山）で受け取ります。こちらからもダウンロードできます。→借受申請書（PDF：86KB）／（RTF：154KB）
2. **申請書類への記入**
3. **申請書類の提出**
   各区役所区振興課、各行政センター、各支所（舞阪、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山）の窓口へ提出します。または、危機管理課まで郵送してください　（〒430-8652　浜松市中央区元城町103-2　浜松市役所危機管理課　戸別受信機担当）。
4. **決定（却下）通知書の受け取り（市から郵送）**
5. **戸別受信機の受け取り**
   貸与決定者はお住まいの各区役所区振興課、各行政センター、各支所で戸別受信機を受け取ります。戸別受信機は申請者各自で設置していただきます。

注意事項

- 戸別受信機は無償での貸与となりますが、維持管理する上での費用（電気料や電池代）は使用者の負担となります。
- 戸別受信機は高価な機械ですので、大切に使用してください。故意での破損や紛失した場合は機械の修理費用等を負担していただく場合があります。
- 転出や転居の場合は必ず各区役所区振興課や各行政センター、各支所まで返却してください。
- 戸別受信機の機器の費用は市が負担します。業者や市から請求することはありません。公的機関の名前を騙り、費用を請求する詐欺にはご注意ください。

このページのよくある質問

様式第１号（第６条関係）

浜松市デジタル防災行政無線戸別受信機借受申請書

令和　　年　　月　　日

浜松市長

申請者（貸与を受ける者）

住所　浜松市　　区

世帯主氏名

電話番号　　－　　－

浜松市デジタル防災行政無線戸別受信機の無償貸与を受けたいので、浜松市防災行政無線戸別受信機貸与等に関する要綱（以下、「要綱」という。）第６条の規定により、次のとおり申請内容に偽りが無いことを宣誓し申請します。

なお、私の世帯に係る住民基本台帳等(※1)の情報を、世帯構成員の確認等(※2)のため調査確認することを承諾します。

提出代行者 ※申請者本人が提出する場合は記入不要	住所		申請者との関係
	氏名		電話番号　－　－
無償貸与条件 （要綱第３条） ※１～３のいずれにも該当 または１及び４に該当 **該当する欄に〇を記入**	1		浜松市内に住所を有し、居住している
	2		満 65 歳以上の人だけの世帯
			満 18 歳未満の人だけの世帯
			障がいなどのある人だけの世帯
			満 65 歳以上の人と満 18 歳未満の人だけの世帯
			満 65 歳以上の人と障がいなどのある人だけの世帯
			満 18 歳未満の人と障がいなどのある人だけの世帯
			満 65 歳以上の人と満 18 歳未満の人と障がいなどのある人だけの世帯（３つ全てに該当する世帯）
	3		世帯に携帯電話を持っている人はいない （18 才未満除く）
	4		携帯電話の電波が届かない地域に住んでいる
自由記載欄	（上記条件に該当しないが特に考慮を求める事項）		

※必ず裏面をお読みください。　　※記入不要 台帳番号：

別冊資料

中央区協議会（代表会）からの連絡事項について

令和６年１０月７日開催の中央区協議会（代表会）の議事内容について、報告します。

【議事内容】

（１）案件の事前確認について … P. 別 1

（２）令和７年度以降の区政運営方針の「将来像（案）」について
… P. 別 11

（３）追加分のパブリック・コメント（パブコメ）の取扱い結果について … P. 別 17

（10月7日　中央区代表会資料　から）

4　中央区代表会からの連絡事項について
（1）案件の事前確認について

令和６年９月 12 日

中央区代表会委員各位

中央区協議会事務局

案件の事前確認について（依頼）

令和６年 10 月案件で中央区協議会に対して、所管課より提出のありました下記案件について、区協議会運営マニュアルに基づき、審議いただく会議を整理しました。

別添の第９号様式をご確認いただき、審議する会議を変更したい場合は、令和６年９月 20 日（金）までに区協議会事務局職員へご連絡ください。

（※変更希望がなければ連絡不要）

区分	案件名	所管課	審議する会議（案）				
			代表会	地域分科会			
				中	東	西	南
諮問	浜松市舞阪水産物荷捌き所の譲渡について	農業水産課				○	
報告	（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業について	スポーツ振興課					○

※ 区分の見方：「○」と記載のある会議で審議

※ 代 表 会 案 件：区域全体に関する事項

地域分科会案件：所掌区域に関する事項

【 別 2 】

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	■諮問事項　　□協議事項　　□報告事項				
件　　名	浜松市舞阪水産物荷捌き所の譲渡について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	○背景 ・浜名漁業協同組合の荷捌き所建設要望により、平成３年 10 月 22 日、浜名漁業協同組合の事業主体による建設計画について平成４年・５年度の２ヶ年計画で水産庁と協議を開始したが、平成３年 12 月 20 日、水産庁より補助率の良い旧舞阪町主体の新たな事業を提案され、平成３年 12 月 25 日、検討の結果、旧舞阪町が事業主体となった。 ・平成４年８月 15 日工事着手、平成５年３月 15 日竣工、平成５年４月１日供用開始、浜名漁業協同組合と旧舞阪町で舞阪町水産物荷捌所維持管理運営業務委託契約を締結。その後、浜松市との合併により平成 18 年４月１日より業務委託管理から行政財産の使用許可へ変更し現在に至っている。（許可条件として浜名漁業協同組合が施設の維持管理（新設、増設、改修、移設等）をすることとしている。） ○経緯 ・当初、建設は旧舞阪町で実施し、その後、早い段階で浜名漁業協同組合へ移管することを想定していたが、水産庁より移管は国庫補助金処分制限期間が終了しない限りできないと回答を受け、移管ができない状態が続いていた。 ・県内では行政機関が荷捌き所を所有している事例はない。 ・令和４年度より譲渡について浜名漁業協同組合と協議を重ね、不動産鑑定士の鑑定等による価格で有償譲渡での同意を得る予定（9 月下旬） ・令和６年３月 31 日をもって国庫補助金処分制限期間が終了。				
対象の区協議会	中央区協議会（西地域分科会）				
内　　容	１　譲渡先 浜名漁業協同組合 ２　譲渡時期 令和７年４月１日 ３　譲渡後の方向性 これまでも浜名漁業協同組合が管理・運営を行っており、今後も変わらず管理・運営を行っていく。 ４　その他 譲渡に伴い浜松市舞阪水産物荷さばき所条例廃止。				
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	答申を得たい時期：令和６年 11 月				
担当課	農業水産課	担当者	髙柳　庄一郎	電話	592-8816

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

【 別 4 】

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　□協議事項　　■報告事項				
件　　名	（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業について（報告）				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	平成 30 年度に策定した「ビーチ・マリンスポーツ事業計画」において、江之島地区を「大会誘致ゾーン」に位置付け、国内最大級のビーチコート整備を進めている。国際大会、全国大会、ナショナルチームの強化合宿などのビーチスポーツ利用をはじめ、幅広く公園利用者の活用を促すことで、地域活性化や交流人口拡大に寄与する施設整備を目指す。 ≪経緯≫ 令和２年度　　基本計画策定業務 令和３年度　　基本設計業務 令和４年度　　事業手法検討業務 令和５年度～　アドバイザリー業務（公告資料作成等）				
対象の区協議会	中央区協議会（南地域分科会）				
内　　容	令和６年５月 31 日に、設計から施工・運営・維持管理を一括で発注する DBO 方式による入札公告を行ったが、入札不調に終わった。 予定している令和９年９月供用開始に間に合うよう、今年度は事業規模の見直し及び事業手法の検討を行い、来年３月の公告に向けて事業を進めていく。				
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）					
担当課	スポーツ振興課	担当者	寺田	電話	457-2421

【 別 6 】

令和６年 10 月７日

中央区代表会委員各位

中央区協議会事務局

案件の事前確認について

令和６年 10 月案件で中央区協議会に対して、所管課より提出のありました下記案件について、区協議会運営マニュアルに基づき、審議いただく会議を整理しました。

区分	案件名	所管課	審議する会議（案）				
			代表会	地域分科会			
				中	東	西	南
協議	三組町倉庫新築整備工事について	アセットマネジメント推進課		○			

※ 区分の見方：「○」と記載のある会議で審議
※ 代 表 会 案 件：区域全体に関する事項
　地域分科会案件：所掌区域に関する事項

第９号様式

区　協　議　会

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="5">□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="5">三組町倉庫新築整備工事について</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="4">○目的
・三組駐車場及び測候所跡地一帯の市有地において、広域防災倉庫を新築することにより、課題となっている災害備蓄品の保管場所を確保する。この倉庫により概ね半径 4km 以内にある避難所の防災倉庫備蓄品を補完することを想定している。

○背景
・建築予定地の現状
駐車場部分は連絡車駐車場や廃車となった公用車の一時保管場所等に利用し、一部三組町自治会へ集会所及び多目的広場として貸付を行っている。

○経緯
事業概要及び多目的広場の敷地の一部を倉庫敷地として使用する旨、自治会長等への説明を行った。
・令和６年７月 18 日　高町自治会長
・令和６年７月 23 日　三組町自治会長
・令和６年７月 23 日　西地区連合会長</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象の区協議会</td><td colspan="4">中央区協議会（中地域分科会）</td></tr>
<tr><td colspan="2">内　　容</td><td colspan="4">「三組町倉庫新築整備工事」の事業概要及びスケジュールを説明するとともに、内容について、協議するもの。

事業スケジュール
・令和６年度　　設計、自治会等協議
・令和 7、8 年度　造成、改築、解体工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>ｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ推進課</td><td>担当者</td><td>内田　裕樹</td><td>電話</td><td>457-2278</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

【 別 10 】

4　中央区代表会からの連絡事項について
（2）令和７年度以降の区政運営方針の
「将来像（案）」について

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項
件　　名	令和７年度以降の区政運営方針における「将来像（案）」について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	○背景 区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たっての基本的な方針、区の取組課題等を区政運営方針として毎年度公表している。
対象の区協議会	中央区協議会（代表会）
内　　容	令和７年度以降の区政運営方針における「将来像（案）」について意見を伺うもの。 令和７年度以降の区政運営方針は、区再編を契機として次のとおりの策定方針とすることとなった。 ・「将来像」及び「基本方針」の２項目で構成する。 ・区単位で作成し、地域（旧区）ごとの主要事業等を記載する。 上記方針を第１回代表会で協議した結果を受け、各地域分科会で委員より「将来像」に関する意見やキーワードを募集、協議を行った。また、それらを参考に区振興課及び行政センターで作成した「将来像」のたたき台について、各地域分科会で協議を行った。 ついては、各地域分科会での協議の結果を踏まえ、区振興課及び行政センターで作成・修正した「将来像（案）」について意見を伺うもの。 （補足） 「将来像」　･･･「キャッチフレーズ」及び「10年後の目指す姿」で構成 「基本方針」･･･従来の「基本方針」及び「まちづくりの柱」を統合
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	○今後の主な予定 令和６年10月　分科会での協議結果を踏まえた「将来像（案）」を代表会で協議 令和６年10月～令和７年３月　区振興課、行政センターで全体の素案を作成、随時代表会及び分科会で協議 令和７年４、５月　「将来像」と併せ令和７年度中央区区政運営方針を代表会及び分科会で報告 公表
担当課	中央区区振興課

各地域分科会における主な意見

＜第５回（８月）地域分科会＞

No.	質問・意見
1	「ユーフォリア」という単語について調べたが、一時的で過度な多幸感という意味もあった。複数の意味や訳を持つのはわかるが、曲解される可能性がある言葉の使用は避けた方がいいのではないか。
2	外来語では伝わりづらい世代もいる。できれば馴染みのある日本語で表現してもらいたい。
3	若者にも関心を持ってもらうために外来語で表現したとの説明だったが、若者＝外来語を好むとは限らないと思う。
4	「ユーフォリア」のような補足説明が必要な言葉は、広く公表していくキャッチフレーズに向かないと思う。
5	一般的ではない外来語より、シンプルで直感的に伝わるわかりやすい言葉にした方がいいと思う。
6	各地域の意見をうまくまとめて「ユーフォリア」という言葉で表現してくれたが、もう少しわかりやすい言葉の方がいいと思う。
7	「ユーフォリア」という単語は、まだ世間に広く浸透しているとは言えないと思うが、これを広めていくという意味もあるのではないか。
8	説明資料の「10年後の目指す姿」欄の２段落目にある「～場合は融和」という言い回しがわかりにくい。
9	説明資料の「代表会、地域分科会でのキーワードや意見（抜粋）」欄の（意見）２ポツ目にある「差別化」という言葉は誤解を招く可能性がある。

＜第６回（９月）地域分科会＞

No.	質問・意見
1	説明資料の「10年後の目指す姿」欄の２段落目の文章に違和感がある。説明を聞けば文章が意味するところは理解できるし共感できるが、もっとわかりやすいものになるとより良いと思う。
2	修正後のたたき台は、平易な表現になりスムーズに頭に入るようになった。

（新）

令和７年度以降の区政運営方針における「将来像（案）」について

中央区・区振興課
東行政センター
西行政センター
南行政センター

キャッチフレーズ	中央区　調和と融和で紡ぐ　豊かな暮らしの輪
10 年後の 目指す姿	令和６年１月の区再編により誕生した中央区には、商業施設や官公庁などの都市機能に加え、豊かな自然や景勝地、観光資源、世界に誇る産業など多彩な魅力があります。 これらの魅力を中央区に関わるすべての人が尊重し合い、引き続き大切にするとともに、その魅力がより高まり、区全体が発展できるよう「調和と融和」で紡いでまいります。 中央区の魅力を最大限に活かし、安全・安心でだれもが輝き豊かで暮らしやすく、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるまちを目指します。
理由	**代表会、地域分科会でのキーワードや意見（抜粋）**
	（キーワード） ・地域の個性が輝く、融和と連携、魅力多彩、個性的、多様な地域性 ・安全・安心、だれもが暮らし（住み）やすい、活気がある、幸福感増大 ・子育てがしやすい、若者が集まる、思いやり、赤ちゃんからお年寄りまで （意見） ・中央区の独自性は、文化・産業・都市・自然等の多様性が調和することである ・浜名区や天竜区、また市全体とも重ならない中央区の独自性がある将来像にしてほしい
	意見を受けての検討
	・「調和」は『尊重し合い共存すること』を意味し、「融和」は『混ざって融けて調和し共有すること』を意味する。中央区における各地域の多彩な特長や魅力を引き続き大切にし「調和」していくことや、さらに、混ざり合うことで区全体としての相乗効果が期待できる場合は「融和」を意識し、区全体も地域も輝くまちを目指す。 ・浜松市総合計画の次期基本計画は、ウェルビーイング（身体的、精神的、社会的に良好な状態）の視点を取り入れており、一人ひとりが幸福を実感できることを目指している。「暮らし（住み）やすい」、「安心できる」、「活気がある」等の意見は、幸福感との相互の因果関係にある。 ・多彩な特長や魅力が「調和」・「融和」することで、一人ひとりの暮らしが充実し幸福感に満たされることを豊かな暮らしと表現し、それが区再編を受けての中央区として目指す将来像であると考える。 ・上記抜粋以外にも、区政において重要なキーワードや意見を多くいただいたため、それを踏まえ基本方針を検討していく。

（旧）

令和７年度以降の区政運営方針における将来像のたたき台について

中央区・区振興課
東行政センター
西行政センター
南行政センター

キャッチフレーズ	中央区　調和と融和で紡ぐ　豊かな暮らしの輪
10 年後の 目指す姿	中央区は、商業施設や官公庁などの都市機能に加え、豊かな自然や景勝地、観光資源、世界に誇る産業など多彩な魅力を持っています。 それぞれの地域でこれまで育まれた様々な魅力を引き続き大切にし調和していくことや、さらに、混ざり合うことで区全体としての相乗効果が期待できる場合は融和しながら、安全・安心でだれもが輝き豊かで暮らしやすく、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるまちを目指します。
理由	**代表会、地域分科会でのキーワードや意見（抜粋）**
	（キーワード） ・地域の個性が輝く、融和と連携、魅力多彩、個性的、多様な地域性 ・安全・安心、だれもが暮らし（住み）やすい、活気がある、幸福感増大 ・子育てがしやすい、若者が集まる、思いやり、赤ちゃんからお年寄りまで （意見） ・中央区の独自性は、文化・産業・都市・自然等の多様性が調和することである ・浜名区や天竜区、また市全体とも重ならない中央区の独自性がある将来像にしてほしい
	意見を受けての検討
	・「調和」は『尊重し合い共存すること』を意味し、「融和」は『混ざって融けて調和し共有すること』を意味する。中央区における各地域の多彩な特長や魅力を引き続き大切にし「調和」していくことや、さらに、混ざり合うことで区全体としての相乗効果が期待できる場合は「融和」を意識し、区全体も地域も輝くまちを目指す。 ・浜松市総合計画の次期基本計画は、ウェルビーイング（身体的、精神的、社会的に良好な状態）の視点を取り入れており、一人ひとりが幸福を実感できることを目指している。「暮らし（住み）やすい」、「安心できる」、「活気がある」等の意見は、幸福感との相互の因果関係にある。 ・多彩な特長や魅力が「調和」・「融和」することで、一人ひとりの暮らしが充実し幸福感に満たされることを豊かな暮らしと表現し、それが区再編を受けての中央区として目指す将来像であると考える。 ・上記抜粋以外にも、区政において重要なキーワードや意見を多くいただいたため、それを踏まえ基本方針を検討していく。

（10月7日　中央区代表会資料　から）

4　中央区代表会からの連絡事項について
（3）追加分のパブリック・コメント（パブコメ）の取扱い結果について

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　□協議事項　　■報告事項
件　　名	追加分のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱い結果について

事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	―
対象の区協議会	中央区協議会（中央区代表会）
内　　容	新たに追加されたパブコメ案件（1 件）について、各地域分科会の意向を確認したため、その取扱い結果を報告するもの。 ●追加のパブコメ案件の概要 ・実施担当課：河川課 ・計画名：浜松市川づくり計画 【参考】 ◆第３回中央区協議会（代表会）の議決事項（書面開催） (1) 追加パブコメの運用区分について、地域分科会に付託し、地域分科会の意向を確認すること。 (2) 同一区内の地域分科会で追加パブコメの運用区分が一致しない場合の、決定ルールを定めること及びその内容 (3) (2)に基づき決定した追加パブコメの運用区分について、代表会へ報告すること。 (4) 今後、新たに追加パブコメ案件が発生した場合は、上記に基づき同様に処理すること。
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	―
担当課	中央区区振興課

中央区協議会　パブリック・コメント案件を取扱う会議（決定版　10/7：№15追加）

中央区・区振興課

≪パターン別の事務局（案）≫

【取扱い項目が全会一致の場合】

指定の取扱い項目とする。

【取扱い項目が混在する場合】

①最も多い項目を、取扱い項目とする。

②同数の場合は、よりきめ細かな対応の取扱い項目とする。

・項目が「代表会」と「分科会」が混在した場合は、「分科会」とする。

・項目が「代表会」と「資料配付」が混在した場合は、「代表会」とする。

③項目が「分科会」と「資料配付」が混在した場合は、各地域分科会の意向を尊重する。

No.	件名	地域分科会（案）					代表会（決定）			
		中	東	西	南		中	東	西	南
1	浜松市総合計画基本計画(案)	分科会	分科会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
2	第４次浜松市教育総合計画(案)	資料配付	資料配付	分科会	資料配付	→	資料配付	資料配付	分科会	資料配付
3	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等の工事規制区域及び特定盛土等規制区域の告示(案)	代表会	代表会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
4	第３次浜松市中山間地域振興計画(案)	代表会	代表会	代表会	代表会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
5	浜松市国際戦略プラン(案)	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付	→	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付
6	(仮称)浜松市公共施設等総合管理計画(案)	資料配付	資料配付	分科会	資料配付	→	資料配付	資料配付	分科会	資料配付
7	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(案)	資料配付	分科会	分科会	資料配付	→	資料配付	分科会	分科会	資料配付
8	第４次浜松市男女共同参画基本計画(案)	資料配付	分科会	分科会	資料配付	→	資料配付	分科会	分科会	資料配付
9	第3期浜松市スポーツ推進計画(（仮称）浜松市スポーツ推進ビジョン)(案)	資料配付	資料配付	分科会	資料配付	→	資料配付	資料配付	分科会	資料配付
10	(仮称)浜松市こども計画(案)	分科会	分科会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
11	浜松市農業振興ビジョン(案)	資料配付	資料配付	分科会	資料配付	→	資料配付	資料配付	分科会	資料配付
12	浜松市のみちづくり計画(案)	分科会	分科会	代表会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
13	第３次浜松市環境基本計画(案)	資料配付	分科会	分科会	資料配付	→	資料配付	分科会	分科会	資料配付
14	第３次浜松市人権施策推進計画(案)	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付	→	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付
R6.10追加 15	浜松市川づくり計画（案）	資料配付	分科会	分科会	分科会	→	資料配付	分科会	分科会	分科会

（№4）
所管課からの申し出により、
中央区代表会ではなく
各地域分科会での意見聴取を

代表会　・・・代表会で審議

分科会　・・・分科会で審議

資料配付　・・・説明なし・概要版配付のみ

【 別 20 】